

日本労働年鑑 第28集 1956年版  
The Labour Year Book of Japan 1956

第三部 労働政策

第二編 政府の労働政策

第三章 賃金対策

第二節 公務員給与対策

人事院の給与対策

国家公務員の給与に関する政策は、次節でのべる公共企業体職員の給与に関する政策とならんで、賃金政策の重要な一部となっている。国家公務員法の規定にしたがい、人事院は毎年すくなくとも一回国家公務員の給与表が適当であるかどうかについて国会と内閣にたいして報告をおこない、さらに、給与を5%以上増減する必要を生じたと認められた場合には、給与改訂の勧告をおこなわなければならない(国家公務員法第二八条)。この勧告は昭和二三年以来例年おこなわれてきたが、本年度においてはついにこの勧告が保留されるに至った。これは前節でみた標準賃金の算定や、次節でみる公共企業体職員の賃金要求の拒否などとならんで今年度の賃金ストップ政策を、きわめて明瞭にあらわすものであった。

まず、七月一五日、浅井人事院総裁は官公労代表約二四〇名にたいし、本年度は給与改訂の勧告をおこなわない方針をつぎのように明かにした。

一、まだ最終決定ではないが、現在わが国は経済の大転換期に立っているので、情勢を見極める必要からも、今回は給与改訂の勧告は見送るつもりである。

一、これまで勧告された給与ベースが政府によって実施されていないという点については、これは政府と国会の問題であり、われわれとしてはどうすることも出来ない。

ついで七月一九日にはつぎのような給与報告書が国会および内閣に提出されたが、要するにそれは、公務員の給与を改善すべきであることをみとめながら、「わが国の経済はいまや転換期にあり、給与を決定すべき諸条件に幾多の不確定な要因を含んでいる現段階において、単なる民間給与との格差をもって、従来のごとく直ちに俸給表の改訂を行うことは、必ずしも当を得た措置とは考えられない」とするものであった。

(人事院の給与報告書)

昭和二十九年七月十九日

人事院総裁 浅井 清

衆議院議長 堤康次郎殿

参議院議長 河井弥八殿

内閣総理大臣 吉田 茂殿

国家公務員法第二十八条の規定に基き、一般職の職員の給与について別紙のとおり報告します。

(別紙)  
報告

一、一般職の職員(以下「公務員」という)の現行給与は、昭和二十八年三月当時におけ

る情勢に応じて同年七月十八日人事院が国会および内閣に対して行った勧告に基いて国会により定められたものであって、本年一月一日から平均給与月額一五、四八三円として実施されたものである。

しかして、その後における昇給等にあわせて本年六月の「国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法」および本年七月の「警察法」の施行に伴う職員構成の変化を考慮すれば、本年七月現在において公務員の平均給与月額は、おおむね一五、六三〇円と推定される。

二、まず、前年度における民間給与の推移をみるに、労働者の毎月勤労統計調査によれば、全産業における「毎月きまって支給する給与」の平均月額は、昨年三月においては一三、九六七円であったのに対し、本年三月においては一五、二四六円でありその間に九・二%の上昇となっている。一方、本院が全国にわたって行った民間給与実態調査によって、同期間における基準内給与(「毎月きまって支給する給与」から「時間外手当」を除いたもの)の平均月額の上昇率をみると九・五%であって、この上昇率は毎月勤労統計調査による上昇率九・二%とほぼ同じ程度であった。また、本院の民間給与実態調査によれば、右の上昇率にはいわゆるベース改訂による分と昇給等による分が含まれている。この両者を明確に区分して把握することは困難であるが、本院の調査によれば、ベース改訂を行った事業所は全事業所のうち四〇%程度にすぎないので、ベース改訂のみによる上昇率は、前記の上昇率を相当程度下回るものと推定される。

他方、同期間中における公務員の給与の推移をみるに、その平均給与月額は、昨年三月においては一三、五八七円であったのに対し、その後における昇給と本年一月に行われたベース改訂等により、本年三月においては一五、四八三円となり、その間に一三・九%の上昇をみるにいたった。

三、次に、現行の公務員の給与を民間の給与と比較するために、本院は、常用労働者五〇人以上を雇用する全国の民間事業所について、まず約四、二〇〇の事業所を選定し、さらにそれら事業所の従業員のうちから、職務の種類と責任の度合、学歴、年齢等を勘案して、ほぼ公務員と同種同等と認められる者約一六万人を抽出し、これについて本年三月における基準内給与を調査したところ、次の事実が明らかとなった。

まずこれによってみるに、本年三月における職種別の基準内給与の平均月額は、別表第一のとおり、おおむねいずれの職種においても昨年三月におけるそれより上回っている。これを職務の段階別にみれば、その増加の割合は、下位の職務から上位の職務になるにつれて漸増の傾向を示しており、補助的な仕事に従事するものにあっては約三%、係員級にあっては六%前後、係長級以上にあってはおおむね一〇%以上それぞれ上回っている。

そこで右の調査の結果に基き、本年三月における民間の職種別給与を同種同等と認められる公務員のそれと比較すると、別表第二の示すとおり、いずれの職務の級においても民間の方が公務員の給与を上回っている。すなわち、三級以下にあっては約四・七%、四級から七級までにあっては約九・〇%、八級以上にあっては約一三・四%それぞれ民間の方が公務員より上回っていることが認められる。

四、一方、本年三月の独身成年男子の東京における標準生活費を算定したところ、そ

の結果は、別表第三の示すとおり月額六、五八〇円となり、昨年のそれに比し五一〇円の増加となった。すなわち、食糧費においては、厚生省の国民栄養調査による栄養量と総理府統計局の家計調査による食品の摂取状態とを考慮して作成したマーケット・バスケットに実効価格を用いて算定した結果、二九〇円の増加となり、被服費、住居光熱費および雑費において、前記の家計調査を分析して作った換算乗数により算定した結果、二二〇円の増加となった。(今回は、勤務地手当制度が改正されたことにより、従来の方式のごとく勤務地手当の支給されない地域に換算することは実情にあわないものがあるので、実際に算定した東京における標準生計費を示すこととした。)

この標準生計費に相当する給与を支給することを適当とする者については、従来と同様、これを一人世帯で自己一人の生計を自らまかなっている一八歳程度の男子とした。しかしながらこれに該当する公務員の平均号俸は、従来一般俸給表の二級三号(いわゆる通し号俸の五号)に当るものとしていたが、本院が昨年行った国家公務員生活環境等臨時調査の結果によれば、これらの公務員の号俸別分布は別表第四に示すとおりであって、その平均号俸は一般俸給表の三級四号(通し号俸の一〇号)に当たっていることが確められた。この三級四号の者の東京における現行給与の手取額は六、五〇七円であるので、この金額は、前記標準生計費におおむね見合っているものと認められる。

五、以上述べたところによれば、公務員の給与が昨年度中において相当程度改善されたことは認められるが、なお民間給与に比して低位にあることもまた数字の示すとおりである。

六、ひるがえって、民間における最近の経済情勢の動きをみるに失業者の増大、賃金支払状況の悪化、中小企業から大企業におよぶ経営の不振等一連の深刻な変化と動揺が現われ、給与決定に関係のある諸条件に新たな考慮を必要とするものの発生しつつあることは看過することのできない事実である。

他方、公務員の現行給与が実施された本年一月以降における民間賃金、生計費ならびに物価の推移についてみれば、別表第五に示すとおり、卸売物価の低落は一応別としても、小売物価消費者物価はともにおおむね停滞の状態にあり、賃金また同様の状況にある。

七、以上を総合して勘案すれば、たとえ、公務員の現行給与にはなお改善すべき点があり、現行俸給表が適当なものであるとは云い得ないとしても、他面、わが国の経済はいまや転換期にあり、給与を決定すべき諸条件に幾多の不確定な要因を含んでいる現段階において、単なる民間給与との格差をもって、従来のごとく立ちに俸給表の改訂を行うことは、必ずしも当を得た措置とは考えられない。

よって本院は、慎重考慮の結果、勧告は一応これを留保して報告のみにとどめ、給与に係る諸条件の推移を注視することとする。

八、なお、公務員を含むすべての勤労者は生計費に係る物価の動向に不安をいだき、そのすみやかな安定を切望していることは否定し得ない事実である。よって政府においては、今後仮りにも物価の低落を阻止しまたは反騰を招来するがごときことなきよう配慮するものである。

## 国家公務員法改正案

なお、これよりさき、政府は人事院の勧告権は政府の賃金ストップ政策にとって障害であるとみな

し、この勧告権を、骨ぬきにするための国家公務員法の改正にのりだしていた。すなはち、二月はじめから法制局の原案に基いて臨時行政改革本部や人事院で検討をすすめて、できるだけ早く成案を得て国会に提出する方針をきめたのである。

法制局が作成した改正案要綱はつぎのようなものであった。

一、人事院は廃止して、総理府の外局に国家人事委員会を設け、委員は三名とし、さし当り人事院の人事官をもって当てる。人事委員は特別職とするが認証官とはしない(現在認証官たる人事官はその委員の任期が終るまで認証官とする)。人事委員の資格制限を緩和する。また人事官の弾劾裁判規定は削除する。

一、国家人事委員会には行政組織法、定員法を適用するものとし二重予算権(大蔵省の予算査定に不満な場合は別に国会に予算要求が出来る権利)は認めない。

一、国家人事委員会は人事院の規則制定権を引継ぐものとするが制定には内閣総理大臣の承認を得るものとする。人事院指令に相当するものは廃止する。

一、人事院がもっている給与勧告権は一応国家人事委員会が引継ぐものとするが、勧告は内閣に対してのみ行うものとし、国会に対する勧告権は認めない。法令の制定、改廃に附する意見の申出も内閣に対してのみとする。また給与を決定する諸条件の変化により給与表に定める給与を百分の五以上増減する必要が生じたと認められる時に人事院が勧告を行うことになっているいわゆる「情勢適用の原則」は削除する。

一、人事院の恩給に関する事務は廃止し、現在ある総理府の恩給局が一手に扱う。

なお職階制、任用、試験、公平審査制度については一応現状のまま国家人事委員会に引継ぐものとし、将来の改正を別に検討する。

#### 教員給与対策

中央教育審議会では八月二三日文部大臣にたいして「義務教育学校の教員給与に関する答申」を提出したが、それはつぎのような点を中心としていた。

▽現状の分析＝教員給与の三本建法が施行されたが、教員の給与問題はこれによって解決されたわけではなく、なお財政措置を講ずるための給与基準の問題、および辺地教育や特殊教育にたずさわる教員の給与問題など幾多の問題が残されている。

▽対策＝一、教員給与の三本建法をも含めて、教員の給与制度の不合理的是正につき、さらに検討を加える必要がある。

一、教員給与の財政措置を十分ならしめるため、適切な方策を講ずる必要がある。

参議院文部委員会ではこの問題を重視して、八月二五日の同委員会で文部省がわの説明を求めたが、そのさい審議会の第二特別委員会(委員長八木沢善次氏)の文部省当局にたいする説明文の要旨がつぎのように明かにされた。

▽教員の給与制度の再検討については、一般の職員の職務と異なる教員の職務の特殊性を検討して、これに即応した給与制度を考える必要があるが、とくに次の四点については重点的に検討されなければならない。

一、現行給与制度の前提となっている職階の考え方において、教員の職務の特性は十分に考慮されていないばかりか、制度上それは過渡的なものでもあるので、教員としての職務に応ずる給与体系が整備される必要がある。

一、現行公立義務教育学校の教員の給与負担制度については、たとえば、国、都道府県、市町村間の負担区分、あるいは国庫負担の最高限度に関する政令等、検討を要する問題が幾多考えられる。

一、公立義務教育学校の教員の勤務実態に印応する給与種目、とくに宿日直手当、単級複式手当、辺地手当、退職手当等の諸手当の整備充実をはかる必要がある。  
一、国立学校教員の給与の種類と額とを基準とするという現行規定はぼんやりし過ぎているので、内容的に基準となり得るものと、なり得ないものを検討し整理する必要がある。

▽いわゆる給与三本建の問題にも検討を加えたが、終局的に教員給与制度の再検討は教員としての職務の特殊性をはっきりつかむことが前提であり、それが明かになれば教員としての職階も自らきめられるであろうし、またこれらの検討過程において、必要があれば三本建の問題にも触れることとなろう。

日本労働年鑑 第28集 1956年版

発行 1955年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2002年3月5日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1956年版(第28集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---